

国際課税委員会（第10回）の概要

8月31日、経団連会館にて第10回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、「移転価格税制の執行に係る最近の状況について」と題して、国税庁調査査察部飯守管理官から別添資料に基づき話を伺い、種々議論をしました。飯盛氏の話の概要は以下の通りです。

1、執行の現状・・別添資料

2、運用の明確化について

平成19年6月25日付で事務運営指針の改正を行った。内容としては、適用基準の明確化、移転価格参考事例集（事務運営指針別冊）の作成、パブリック・コメントを経て発遣・公表等である。明確化を行った点は、無形資産取引について、無形資産が所得の源泉となっているかどうかの判断基準や比較対象取引の選定に当たっての判断基準、役務提供取引に関して、役務提供の際に無形資産が使用されているかどうかの判断基準等である。

国税庁ホームページ(事務運営指針): <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/jimu.htm>
e-Gov(結果公示案件一覧): http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&OBJCD=100410

3 パブコメ後の主な修正点

(1) 事務運営指針本文においては、棚卸資産等の価格変動要因の例として「製品のライフサイクル」の追加、検討項目の例に「比較対象取引候補と考えられる取引」や「利益率等」の追加をおこなった。(事務運営指針 2-2(2))

(2) 参考事例集に関しては、基本三法に準ずる方法が、基本三法よりも比較対象取引の選定の範囲を広げ得る方法である旨の解説を追加した。

4、無形資産の定義について

移転価格事務運営要領（事務運営指針）を以下のように改訂し、明確化した。

改正後	改正前
(役務提供) 2-8 役務提供について調査を行う場合には、次の点に留意する。 (1) 役務提供を行う際に無形資産を使用しているにもかかわらず、当該役務提供の対価の額に無形資産の使用に係る部分が含まれていない場合があること。 (注) 無形資産が役務提供を行う際に使用されているかどうかについて調査を行う場合には、	(役務提供) 2-8 役務提供について調査を行う場合には、次の点に留意する。 (1) 役務提供を行う際に無形資産を使用しているにもかかわらず、当該役務提供の対価の額に無形資産の使用に係る部分が含まれていない場合があること。

<p><u>役務の提供と無形資産の使用は概念的には別のものであることに留意し、役務の提供者が当該役務提供時に措置法通達 66 の 4(2)-3 の(8)に掲げる無形資産を用いているか、当該役務提供が役務の提供を受ける法人の活動、機能等にどのような影響を与えているか等について検討を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(調査において検討すべき無形資産)</p> <p>2-11</p> <p>調査において無形資産が法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、例えば、次に掲げる重要な価値を有し所得の源泉となるものを総合的に勘案することに留意する。</p> <p>イ <u>技術革新を要因として形成される特許権、営業秘密等</u></p> <p>ロ <u>従業員等が経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の企業活動における経験等を通じて形成したノウハウ等</u></p> <p>ハ <u>生産工程、交渉手順及び開発、販売、資金調達等に係る取引網等</u></p> <p>なお、法人又は国外関連者の有する無形資産が所得の源泉となっているかどうかの検討に当たり、例えば、<u>国外関連取引の事業と同種の事業を営み、市場、事業規模等が類似する法人のうち、所得の源泉となる無形資産を有しない法人を把握できる場合には、当該法人又は国外関連者の国外関連取引に係る利益率等の水準と当該無形資産を有しない法人の利益率等の水準との比較を行うとともに、当該法人又は国外関連者の無形資産の形成に係る活動、機能等を十分に分析することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>役務提供を行う際に無形資産が使用されている場合の役務提供と無形資産の関係については、2-8(1)の(注)に留意する。</u></p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(調査において検討すべき無形資産)</p> <p>2-11</p> <p>調査において無形資産が法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、<u>特許権、営業秘密等の技術革新に関する無形資産のみならず、例えば、企業の経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の活動によって形成された、従業員等の能力、知識等の人的資源に関する無形資産並びにプロセス、ネットワーク等の組織に関する無形資産についてもその検討範囲に含め、これら所得の源泉となるものを総合的に勘案することに留意する。</u></p>
---	--

これに対して次のような議論が行われた。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。